

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手 続 名 : 事業計画の軽微な事項に係る変更の届出
- ② 手 続 根 拠 : ・海上運送法第11条第3項
・海上運送法施行規則第8条の2
・海上運送法第19条の3第3項
・海上運送法第23条
- ③ 手 続 対 象 者 : 一般旅客定期航路事業者
特定旅客定期航路事業者
旅客不定期航路事業者
- ④ 提 出 時 期 : 変更後遅滞なく
- ⑤ 提 出 方 法 : 次に掲げる事項を記載し、航路の拠点を所轄する地方運輸局等へ提出
 - (1) 住所及び氏名
 - (2) 変更した事項（新旧の事業計画（変更に係る部分に限る））
 - (3) 変更した年月日
 - (4) 変更を必要とした理由* 軽微事項は以下のとおり
 - (1) 使用旅客船の船名、船舶の種類、船質、船舶所有者、主機の種類又は連続最大出力の変更
 - (2) 使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員、航海速力の変更（変更後の数値が10%以上増減する場合を除く）
- ⑥ 手 数 料 : なし
- ⑦ 添 付 書 類 ・ 部 数 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申 請 書 様 式 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記 載 要 領 ・ 記 載 例 : 提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：
- | | |
|---------------------|--------------|
| 北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課 | 011-290-1011 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課 | 022-791-7512 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課 | 045-211-7214 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課 | 025-285-9156 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課 | 052-952-8013 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課 | 06-6949-6416 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課 | 078-321-3146 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課 | 082-228-3679 |
| 四国運輸局海事振興部海運・港運課 | 087-802-6807 |
| 九州運輸局海事振興部旅客課 | 092-472-3155 |
| 沖縄総合事務局運輸部総務運航課 | 098-866-1836 |
- ② 受付時間： 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口： 所轄地方運輸局等

3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による